

児童福祉司の配置基準等について

児童福祉司の配置基準の変更に伴う、札幌市児童相談所に必要な配置数（令和4年度分）は、以下のとおり。

必要な配置数① = 当該児童相談所の管轄区域人口《A》÷3万人 + (当該児童相談所の虐待相談対応件数《B》－0.001×A) ÷40
以下「虐待対応加算」という。

A：最新の国勢調査結果（R2速報値）・・・1,975,065人

B：前々年度の相談件数（R2実績値）・・・2,562件

※必要な配置数① = $1,975,065 \div 30,000 + (2,562 - 0.001 \times 1,975,065) \div 40 \div 81$ 名

⇒ 必要な配置数①＝81名に、以下を加えた計 **83** 名が配置基準となる。

必要な配置数②＝市町村支援児童福祉司（指定都市に1名）

必要な配置数③＝里親養育支援児童福祉司（各児童相談所に1名※）

※第二児童相談所開設後は2名

（参考）虐待相談対応件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待相談件数	1,798件	1,909件	1,885件	2,401件	2,562件
虐待対応加算	0名 (H30加算なし)	0名 (R1加算なし)	0名 (R2加算なし)	12名※ (R3加算適用)	15名 (R4加算適用)

※管轄人口：1,952,365人

○プラン策定時（令和2年度）は虐待対応加算を加味せずに、経過措置が終了となる令和4年度の配置基準数を記載。

○児童心理司の配置数についても、児童福祉司3名に対して1名から2名に対して1名へと変更があり、児童福祉司の配置数変更に伴う計画の変更が必要。

変更（案）

修正前（プラン42ページ）	修正後（プラン42ページ）
児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2：58名 → R4： <u>68</u> 名	児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2：58名 → R4： <u>83</u> 名
児童心理司の国基準への増員 【配置】R2：22名 → R6： <u>33</u> 名	児童心理司の国基準への増員 【配置】R2：22名 → R6： <u>41</u> 名

（補足）上記配置基準を満たすよう、令和4年度の児童福祉司を15名増員。